

論考 2008年ベネズエラ地方選挙 チャベス派の「敗北」が意味するもの

著者	林 和宏
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	ラテンアメリカレポート
巻	26
号	1
ページ	39-48
発行年	2009-05-20
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00005983

2008年ベネズエラ地方選挙

チャベス派の「敗北」が意味するもの

林和宏

はじめに

2007年12月に実施された憲法改正国民投票でベネズエラの政治・経済体制の社会主義化を目指したチャベス大統領の提案は、同大統領を選出した国民自らの手により否決された。各種選挙や国民投票で連勝を重ねてきた同大統領が初めて味わう敗北であった。「国民による承認」を錦の御旗として掲げる「国民投票型(plebiscito)」と呼ばれるチャベスと有権者の蜜月関係は、前者に政権の継続と革命の推進への支持が、後者にカリスマ溢れる指導者からの潤沢な石油収入の分配が、保証されていることにより成立している。こうした国民からの支持によりチャベス政権は2009年の2月をもって10周年を迎えることとなった。初の敗北に終わった国民投票を受けるかたちで、2008年の1年間をチャベス大統領は「反省」と「再出発」の年であると規定している。ある意味そうした「反省」の成果を確認する良き契機となった2008年11月の地方選挙の動向を本稿では分析の対象とする。

地方選挙は国際的な注目を集め、首都圏を「奪還」した反政府勢力の躍進と報じられた。しかし、本稿で主題とする地方選挙の直後、大統領再選条項の修正につき問われた2009年2月15日の憲法修正国民投票では、チャベス大統領の続投への希望が国民によって表明された。この事実は、今次地

方選挙を「チャベス人気凋落」や2007年国民投票に次ぐ「2連敗」と安易に考察することを慎むよう警鐘を鳴らしている。今次地方選挙を勝利と読むか、敗北と考察するかは、何にプライオリティを置いて選挙結果を分析するかというパースペクティブに規定される。しかし、少なくとも2009年の国民投票で表明されたのは、(金融危機や原油価格の低下が目に見えたかたちで影響を与えていない2月現在の注:3月21日、チャベス大統領は原油価格の大幅な下落を受け、国家予算の削減、付加価値税の引き上げ、国内債券の拡大等を旨とする経済措置を発表している)衰えを知らないチャベス人気であり、2006~2008年の三つの選挙イベントでチャベスを追いつめたはずの反政府勢力における代替案の欠如であった。

いずれにしても、選挙・国民投票での勝利を自政権の民主的正統性の根拠としてきたチャベス大統領にとって、2007年末に喫した初の敗北は、革命の制度疲労ではなく、むしろ革命が制度化されないことを問題点としていたように見える。そこで批判の対象にのぼったのは、チャベス大統領その人ではなく、各選挙区において長を努め当該自治体において革命の推進を担うべき地方自治体首長であったことは記憶に新しい。革命の普及と選挙動員を任された地方自治体首長は、2007年国民投票後にチャベス大統領の叱責を受けたのみならず、今次地方選挙で国民の手により裁かれること

になったのである。

チャベス大統領の圧倒的なカリスマや人気は、革命をペルソナリスモ(法や制度ではなく、カリスマ性や資力を備えた有力な政治家 ペルソナ の意思が政治決定において影響力を与えるラテンアメリカ特有の政治文化)へと変質させ、チャベスの言う「人民」と大統領との間で石油資源の分配を媒介にして直接的かつ温情的なパトロン・クライアント関係を成立させてきた。それにとまなう弊害は、今次選挙結果に見られるように、候補者が「チャベスの代理人」に還元され、自治体ごとの政策論議が尽くされず、チャベスへの「信任投票」へと墮する点である。しかし一方で、国民はこの10年間の学習を経て、これら「代理人」の仕事を見極める眼力を研ぎ澄ましていったのである。その意味で、2008年11月地方選挙をチャベス大統領への支持率とのみ関連づけて論じることは端的に誤りであるだけでなく、これら代理人の自治体首長としてのパフォーマンス、野党との得票争いあるいは党内対立、そしてこれらのダイナミズムを冷静に見極め、自らの自治体・共同体に利益を誘導できる、「有名」でなくても「有能」な指導者を選出しようとする有権者の姿勢が捨象されることになる。

本稿では、選挙の概要、結果、そしてこれに関する分析の視座を提供するとともに、選挙結果を単に勝敗やチャベス人気の動向に還元することなく、あくまでこれが2007年以降の「社会主義」化という政治プロセスの中で論じられるべきであることを指摘し、最後に2008年11月地方選挙およびその直後(2009年2月15日)に行われた憲法修正国民投票を経てベネズエラ政治がどこに向かっているのかについて整理する。

I 選挙概要

1. 選挙結果

今次地方選挙は2008年11月23日に実施された。対象となったのは、やり直し選挙の結果日程にずれの生じたアマソナス州を除く22州知事職、首都区長官、326市長職の他、州議会議員、首都区議会議員など全603ポストである。1999年憲法第160条および第174条の規定によると、州知事および市長の任期は4年間で、1度に限り連続再選が認められている⁽¹⁾。また主要な選挙日程に言及すると、2008年8月12日に立候補の登録が締め切られ、同9月23日から11月21日まで選挙運動が実施された後、23日当日は、全国約1万1000もの投票所において投票が実施された。有権者数約1695万人が投票の権利を有した今次地方選挙は、特段大きな問題もなく平穏裡に終了した。

24日午前0時過ぎ、ルセナ全国選挙評議会(CNE)委員長は、集計率95.67%時点で第1回目の結果発表を行ったが、同発表ではタチラ州とカラボボ州が接戦で集計途中にあるとの理由から、残りの20州および首都区長官職等につき発表がなされた。その時点での結果は、政府側が17州、反政府側が3州の知事職および首都区長官で勝利を収めたとの報告がなされた。しかし、同日未明には第1回発表で結果が報告されなかった上記2州においても野党候補の勝利が発表され、結果として政府側が17州の知事職、反政府側は5州および首都区長官職を獲得する結果となった。第1回途中結果報告を受け、深夜にもかかわらずテレビに登場したチャベス大統領は、選挙区の中でもっとも注目を集めたミランダ州や首都区でチャベス派現職知事および与党「ベネズエラ統一社会党(PSUV)」有力幹部がそれぞれ敗北した事実を素直に認めるとともに、後に実施される公選職の無制限連続再

選に関する憲法修正国民投票を意識してか、ベネズエラには独裁者は存在せず、すべての選挙結果は有権者の意思を正確に反映したものであるが故にいかなる結果も民主的に受容されるべきであると強調した。

反政府側は、2004年地方選挙においては、後にチャベス大統領と2006年大統領選挙で激戦を展開することになる「新時代党(UNT)」のマヌエル・ロサレス氏(Manuel Rosales)がスリア州で勝利したほか、後に駐ロシア大使となる与党「第5共和国運動党(MVR, PSUVの前身)」の有力政治家であるアレクシス・ナバロ知事が治めるヌエバ・エスパルタ州をモレル・ロドリゲス元同州知事が奪還す

るにとどまり、首都区長官職を含めた24ポストのうちわずか2ポストでの選出という結果となった。これが今次選挙においてはスリア、ヌエバ・エスパルタの両州に、ミランダ州、カラボボ州およびタチラ州の3州と首都区長官職を上乗せする大きな躍進を見せた(表1参照)。この他、首都区内では、チャベス政権の大票田と見なされていた貧困層居住区を管轄するスクレ市(現職はPSUV)において、大統領の側近であるチャコン前大統領府大臣(現科学・技術大臣)が「正義第一党(PJ)」のオスカル・オカリス候補に敗れた。こうしてチャベス派は、首都区ではリベルタドル市で勝利した以外は全敗を喫することとなった。

表1 2008年地方選挙結果と2007年憲法改正国民投票結果の比較

州名	当選者(所属)	得票率(%)	前任者	2007年結果
アマソナス			与党	改正賛成
アンソアテギ	タレク・サアブ(PSUV)	55.09	与党	改正反対
アプーレ	ヘスス・アギラルテ(PSUV)	56.97	与党	改正賛成
アラグア	ラファエル・イセア(PSUV)	58.92	与党	改正賛成
バリナス	アダン・チャベス(PSUV)	50.48	与党	改正賛成
ボリーバル	フランシスコ・ランヘル(PSUV)	47.38	与党	改正賛成
カラボボ	エンリケ・サラス(PV)	47.50	与党	改正反対
コヘーデス	テオドロ・ボリーバル(PSUV)	52.44	与党	改正賛成
デルタ・アマクロ	リセタ・エルナンデス(PSUV)	55.80	与党	改正賛成
ファルコン	ステラ・ルゴ(PSUV)	55.36	与党	改正賛成*
グアリコ	ウィリアン・ララ(PSUV)	52.54	与党	改正賛成
ララ	ヘンリー・ファルコン(PSUV)	73.52	与党	改正反対
メリダ	マルコス・ディアス(PSUV)	55.04	与党	改正反対
ミランダ	エンリケ・カプリレス(PJ)	53.11	与党	改正反対
モナガス	ホセ・プリセーニョ(PSUV)	64.86	与党	改正賛成
ヌエバ・エスパルタ	モレル・ロドリゲス(MRA)	57.53	野党	改正反対
ポルトゥゲサ	ウィルマル・カストロ(PSUV)	58.22	与党	改正賛成
スクレ	エンリケ・マエストレ(PSUV)	56.51	与党	改正賛成
タチラ	セサル・ビバス(COPEI)	49.46	与党	改正反対
トゥルヒージョ	ウゴ・カベサス(PSUV)	59.96	与党	改正賛成
バルガス	ホルヘ・ガルシア(PSUV)	61.57	与党	改正賛成
ジャラクイ	フリオ・レオン(PSUV)	57.83	与党	改正賛成
スリア	パブロ・ペレス(UNT)	53.34	野党	改正反対
首都区	アントニオ・レデスマ(ABP)	52.42	与党	改正反対

(出所) CNEのホームページおよび報道をもとに筆者作成。

(注) 与党, 野党, 2004年選挙は与党で勝利も後に離党・追放, *一部賛成

2. チャベス派内部の安定化

もちろん、この結果を単純に反政府側の「大勝利」ととるのは必ずしも正確ではない。チャベス大統領がベネズエラの社会主義化を提唱し、1998年大統領選挙で「愛国同盟(Alianza Patriótica)」と呼ばれた選対組織に属する主な左派政党・社会運動を糾合した「ベネズエラ統一社会党(PSUV)」の結成を宣言した際に、自党のアイデンティティ保持とチャベス政権の権威主義化の兆候への批判から「社会民主主義党(Podemos)」が、2007年前半頃に境にチャベス派から離脱した事実を指摘することは重要である。チャベス大統領の発言によると、Podemosが治めるアラグア、スクレの2州の他にもカラボボ、グアリコ、トゥルヒージョ州各知事は、PSUVには所属しておらず、対象22ポストのうち7ポストがすでに「反政府派」の手にあったとの解釈が正しいとの見方もある⁽²⁾。この解釈に依拠すると、今次選挙は反政府派が知事ポストを7から5に減らした、すなわちチャベス派の勝利であったと言えることもできる。

選挙前、ある政治アナリストは、地方選挙での勝利の基準は獲得する州の数ではなく、州の質であると述べ、スリア、ララ、ミランダ、アラグア、スクレ、アンソアテギ州および首都区のリベルタドール市が「質」の観点から今次選挙の争点となると指摘したが⁽³⁾、少なくとも同氏がその質において重要と見なした自治体についてはミランダ州とスリア州を除く全ての自治体でチャベス派が勝利した。同氏の提示する選挙区の重要性は首都近郊かあるいは石油産業を抱えているという意味で、人口統計、産業分布、地理的優位性等の見地に立った「経済的」なものである。他方、チャベス派の安定性、ひいては、革命推進の原動力であるPSUVの指導力を誇示するために重要であった「政治的」な選挙区の使用を指摘する必要がある。

無論、両者は相互排他的なものではなく、例えば、首都区と隣接し、チャベス派の次期指導者を囑望されると言われるディオスダド・カベジョ知事(Diosdado Cabello、現公共事業・住宅大臣⁽⁴⁾)が治めたミランダ州は、経済、政治両面で最重要州であることに疑問の余地はない。

いずれにしても、革命路線の正統性を主張するために、それを内部から批判する勢力を制圧し、「チャベスの健在、PSUV強し」を印象づけることが今回の選挙におけるPSUVの課題であった。反政府勢力、忍び寄り金融危機の影響、原油価格の下落といった外的要因以上にチャベス派内部の分裂は深刻な状態となっていたのである。その意味で、例えば、同党への統合を拒否し、政権の権威主義化と腐敗を指弾し、野党となったPodemosがおさえる2州をチャベス派が奪還したことは、これらの知事がしよせんチャベス人気に便乗して当選した「反革命勢力」であったことを示し、真の革命の推進にはチャベスおよびPSUVの存在が必要であることを証明するに十分なものであった。

この他に重要なのは、PSUV内での予備選結果を不服として同党を離反した勢力が、与党「皆のための祖国(PPT)」その他の同盟からの選挙協力を取り付け、PSUVの対立候補を擁立したポリーバル、グアリコ、ジャラクイ州といった自治体である。また「革命の揺りかご」とも言え、大統領出身地で実父が現職知事を務めるバリナス州は、実兄のアダン・チャベス前教育大臣が出馬したという意味で落とせない選挙区であった。しかし、ここでもチャベス派の足下を揺るがしたのは野党候補ではなく、ほかでもないPSUV離党者であった。同州選出のアスアヘ議員はバリナス州におけるチャベス一家の汚職を糾弾しPSUVを離党した。さらに、「革命内部の革命」を主張して新党「革命への新たな道(NCR)」を結成したチャベス派きつ

ての急進派タスコン議員の支持を得つつ、レジェス同州バリナス現職市長を対立候補として擁立したのである。NCRはこの他、清貧を旨とする革命路線を表面的には信奉しながらも、麻薬取引やカジノ経営で利を得ていたとの嫌疑によりチャベス大統領から批判を受けPSUVを追放されていた、アコスタ・カルレス(Acosta Carles)カラボボ州知事を支援し、PSUVの推すマリオ・シルバ候補に真っ向から挑んだのであった。しかし、首都カラカスのリベルタドル市長職に立候補し、前副大統領に挑戦したタスコン議員の「革命内部の革命」は選挙を前にした売名行為との批判を受け、やがてPSUV追放にまで発展する。その急進性ゆえに野党の理解も得られなかったNCRは今選挙で目立った足跡を残すことはなかった。

結果としてPSUVはPodemosの有していた2州で勝利を収めたのみならず、グアリコ州でも、PPTの支援を得つつPSUVへの対立候補として実娘レニー・マヌイト同州議会事務局長(ともに元PSUV所属)を擁立した現職知事に対抗して、政府内の実力者ウィリアン・ララ(Wilian Lara)前通信・情報大臣を送りこみ、その戦いを制した。さらにその他の地域においても、同盟に所属する与党各党が擁立した候補を完膚なきまでにたたきのめし、圧倒的存在感を示した。

逆にかかる内部対立が敗北につながった選挙区は、首都からも至近で国内屈指の産業州として知られるカラボボ州の事例であろう。同州では、PSUVの推すシルバ候補が44.52%を獲得、アコスタ・カルレス候補が6.56%と、前者の国営放送番組司会者としての知名度とPSUVの動員力が際だったものの、こうした対立関係から漁夫の利を得るかたちで前職のエンリケ・サラス・フェオ(Salas Feo)候補が知事職に返り咲いた。同氏の得票率が47.5%であったことを鑑みると、仮にアコ

スタ・カルレスとシルバの間でなんらかの合意が成立していれば、チャベス派がカラボボ州を落とすことはなかったかもしれない。実際、アコスタ・カルレス前知事は、チャベスからの支持を失った後も、革命の主導者であるチャベスの無制限連続再選を意図する憲法修正国民投票を支持すると発言し、支持者の動員を確約しており、「合意」の可能性は十分に存在した。

いずれにせよ、経済的に重要な自治体のみについてみるならば、チャベス派の失点は極めて大きかったと言える。しかし政治的な見地に立つならば、革命内部で割拠する諸勢力をチャベスのカリスマとPSUVの指導力で制圧したという意味合いにおいて「敗北」の指摘される地方選挙は、逆説的に分断の指摘されていたチャベス派の安定に寄与したとさえ言える。また、ベネズエラの政治学者ペンフォードが指摘するように、この選挙と2009年2月の国民投票での勝利によって、チャベス派の内部対立に終止符が打たれたという点で、チャベス派にとっては必ずしもネガティブな選挙ではなかったと解釈することもできる(Penfold [2009:1])。

3. チャベス派の課題

またチャベス政権が今次選挙結果を「上々」と見なしている点は、強引にも地方選挙のほぼ2カ月後に憲法修正国民投票を実施したことからもうかがうことができる。軍人であり、戦略家として知られるチャベス大統領が、自身に対する罷免国民投票を前に投票日を先延ばしにし、キューバからの支援を受けつつ「社会開発プログラム」(通称「社会ミッション」)を展開し、2002年から2003年間の政治危機で急落した支持率を大幅に回復したエピソードはことに知られた事実である⁽⁵⁾。逆に、およそ2カ月の準備期間でさらなる国民投票

に打って出たのはチャベスの勝利に向けた確信があったからに違いない。

もちろん、世界的な金融危機のベネズエラへの波及や原油価格の急激な下落が、自身への信任を担保する多額の公共支出を不可能とし得ることも含め、2009年の同国経済にネガティブなインパクトをもたらすことを見越して国民投票を前倒しにした可能性もある。しかしうがった見方をすれば、ミランダ州や首都区といった大票田での敗北という誤算はあったものの、政権にとって今次選挙結果は容認できるものであり、「2度目の攻勢」である2009年国民投票での勝利を予見可能な概ね「想定内」の結果であったと言える。また州知事職の陰に隠れがちではあるが、市長職については、チャベス派が8割を超える自治体を掌中に収めており、その勝利は歴然としたものである。大統領自身の発言によると、2000年に実施された地方選挙で114市長職を押さえたチャベス派は、2004年には226へと倍増させ、今回の選挙では265ポストにまで達している。さらに重要なのは、反政府側が勝利したタチラ州でも、16市がチャベス派、13市が野党側、同様にヌエバ・エスパルタ州(チャベス派6市、野党5市)、ミランダ州(チャベス派15市、野党5市)、カラボボ州(チャベス派11市、野党2市)でもチャベス派が優勢であるという結果である。24の州都および首都区のうち18ポストをチャベス派が制しているのである⁽⁶⁾。

ただし、一つ懸念事項として挙げられるのは、本来「社会ミッション」、奨学金、共同組合事業、保健・衛生インフラ、統制価格を適用した安価な基礎食料品の販売、「地域住民委員会」による参加型民主主義の実践等、概して政権の社会政策が集中し、裨益者が多いはずの首都圏、大都市圏でチャベス派が敗北を重ねている点である。ロサレス前スリア州知事がカラカスに次ぐ大都市である同

州州都のマラカイボ市長に当選したことは象徴的であるが、アントニオ・レデスマ(Antonio Ledezma)元リベルタドル市長の首都区長官職当選の他、首都区内の五つの市のうち、リベルタドル市を除く、全市が野党候補の手に落ちたことは特筆に値する。こうした首都圏の選挙区で立候補したチャベス派候補および現職首長には汚職や非効率などダーティーなイメージが伴っており、その存在はチャベス派内部においても批判の対象となっていたことは指摘されるべきである。ちなみに、今次選挙で敗北した首都区および五つの州では2007年に軒並み「憲法改正反対」が勝利している(表1参照)ことから、都市部における治安悪化や失業、ゴミ問題、住宅不足などといった問題に真剣に対峙しない首長への有権者の不満として表明された可能性が高い。無論、都市部における敗北と有権者の投票動向の因果関係については世論調査等を通じた詳細な検討を待つ必要があるが。

この他の要素として、選挙戦略のあり方も地方選挙後に問題となった。2008年10月16日に、PSUVは重点的選挙活動の対象としてバリナス、スクレ、カラボボ、スリアおよびヌエバ・エスパルタ州等を挙げた。しかし同時にポルトウゲサ、トゥルヒージョおよびグアリコといった諸州で与党間選挙協カイニシアティブである「愛国同盟」の各党が独自の選挙活動を行っていると批判している。選挙後アルボルノスPPT書記長(国会第二副議長)は、チャベス大統領がこれら各州でPSUV以外の与党候補への攻撃に専心したことが、逆にチャベスの支援を必要としていたミランダ、スリアあるいはカラボボ州における敗北につながったと述べているが、今後当面2010年に予定されている国会議員選挙においてもこうした内部対立を解決しない限り、チャベス派が大幅に議員数を減らす可能性は高い。

Ⅱ 「反省」なき再出発

2007年国民投票の敗因は、まず、(1)1958年の民主化以前に独裁を経験したベネズエラ社会がチャベス政権の永続化に拒絶反応を示したことに起因している。しかしこの他にも、(2)政府に批判的な民放へのコンセッション契約更新拒否等、基本的人権の抑圧を試みる政権の権威主義的な傾向が国民投票を目前に顕在化しつつあったこと、(3)国民の政治参加を謳うチャベス政権が、国民に改正案全69条を十分に理解するための時間的余裕を与えることなく、上からの改革を目指したこと、(4)2005年12月の国会議員選挙に顕著であったように、棄権路線を続けてきた伝統政党AD(民主行動党)その他が、2007年国民投票では有権者の動員および選挙監視に協力したこと、(5)マスコミが「キューバ型共産主義」社会の到来により私有財産が没収されると煽ったこと、(6)学生運動のような、政党から離れた清潔なイメージを持ったグループが発言力を獲得し「反対」への説得力が高まったこと、(7)2004年8月に実施された大統領罷免国民投票以来不信感の強い電子投票システムへの不信を反政府派自体が払拭し、棄権に傾きかけた無党派層を動員できたこと、(8)基礎食料品の不足や治安の急激な悪化という社会情勢のもと、政権政党の掲げる改正案に有権者が疑問符を突きつけたこと、などといった理由が挙げられている(林[2007/2008])。

こうした批判を受けたチャベス派の2008年11月23日に向けた動きはまさしく2007年12月の憲法改正国民投票敗北直後にチャベス大統領が打ち出した「反省」と「再出発」のプロセスと機を一にするものであった。しかし、「社会主義化」プロセスにおける政治的多元性に対する寛容さの欠如に由来する反政府勢力との激しい政治対立、石油資

源を媒介とする米州ポリーバル代替構想(ALBA)やペトロカリベ(Petrocaribe)計画と称されるラ米統合に向けた積極的なエネルギー外交、あるいは自身の無制限連続再選に執心した憲法改正への動き(いわゆる「第2の攻勢」といったように、その内実は基本的に変更されることはなかった。むしろ、以下で言及する「ルシアン・リスト」をはじめ、米国大使に代表される外国要人の追放等、攻撃的な一面が強調された年にさえ見受けられた。

「ルシアン・リスト」とは、2008年2月25日にルシアン会計検査院長により全国選挙評議会に提出された立候補停止資格者リストである。そこに掲載された政府側、反政府側関係者をもとに含む約260名(提出時は約400名との報道)は、公務員としての職務遂行の過程において行政上の違反行為を行ったとして、会計検査組織法第105条に基づき立候補資格停止の対象者として発表された。さらに同年8月5日には最高裁憲法法廷が同リストの依拠する第105条を合憲とし、翌6日には、首都区長官候補として圧倒的な支持を受けていたレオポルド・ロペス(Leopoldo López)チャカオ市長(野党UNT所属)他の立候補停止の取り消し要求を最高裁行政法廷が棄却したことにより、リストに名前を連ねた者の立候補停止が確定した。問題は、そこにロペス市長やミランダ州知事に名乗りを上げていた同州元知事のエンリケ・メンドーサ(Enrique Mendoza)といった有力者が含まれていたため、これら有力者の立候補を憂慮した政府側による政治的迫害との解釈が生まれたことである。これに米州人権委員会やメルコスール人権委員会等が(一部非公式に)関与したため問題は一気に国際社会の知るところとなった。

与野党ともに選挙運動は、ネガティブ・キャンペーンの域を超えることはなく、政府側は再三再四、野党有力候補に汚職や大統領暗殺等の嫌疑を

かけて嫌がらせを行った。与野党候補はいずれも、チャベス同様に「貧者の救済者」を主張し、支持者とともに貧困地区を行脚し、当選後の社会プログラム等を確約した。しかし資金面で勝る政府側は潤沢な石油収入を使って、とりわけ2007年国民投票時に問題となった基礎食料品の不足を解決すべく安価な統制価格での食料品供給を行ったり、無料健康相談サービス等を、票田となる貧困地区を中心に実施したり、治安維持を名目に軍人を公共交通機関内部に配置するなど、国民の身近な社会・経済問題に配慮したことで選挙戦をリードした。「国民投票型」と形容されるチャベス政権の強みは、民主制度の脆弱化を省みず、むしろ日々の生活苦からの脱出という個人的な問題の解決をカリスマ溢れる指導者に期待する国民性と、これに対応可能な豊富な石油収入に依拠している。反政府側はその点防戦一方で、政府の選挙運動における公金流用や学生運動に対する攻撃等を糾弾するにとどまった。

こうした背景を念頭において分析すべきは、「国民投票以降のベネズエラ」と題された論考の中でロペス・マヤが指摘するように、2007年国民投票ではチャベス派が2006年12月の大統領選挙と比較して300万票も減らしたのに対して、「初勝利」に沸いた反政府勢力が大統領選挙からわずか21万票程度しか票の上乗せをできなかったという点である。つまり、上述の(4)、(6)のような反政府勢力内での「自助努力」が同国民投票における「勝利」に貢献したことは認められる。しかしながら、チャベス派が減らした得票を反政府勢力が自らの票に転化できなかったことから、国民投票における敗北が「反政府の勝利」以上の何物かであったことをうかがうことができよう(López Maya[2008:18])。すなわち、2007年国民投票での反政府セクターの勝利は、彼らのなんらかの提案が有権者を

説得したというよりも、反政府セクターが「反チャベス」で団結できたことと、チャベス派首長の施政を批判するためにチャベス派内部での棄権等の「仕置き(castigo)」が行われたと見る方が正確である。

2008年11月に実施された地方選挙においても汚職や非効率性が断続的に報じられる「社会ミッション」や、究極の国民主権の確立を謳い、下からのコミュニティ自治の深化を目指すとの名目とは裏腹にそのイデオロギー的体質が批判される「地域住民委員会」などの継続を、野党候補は主張している。しかし、筆者がかつて2006年12月の大統領選挙におけるロサレス候補の公約について分析したように、反政府候補の政策主張は「代替案」からはほど遠いチャベス同様の「ばらまき」であり、石油収入と国民の圧倒的支持を背景としたチャベス大統領の対抗軸になるような人材や政策の不在は、2009年2月に実施されたもう一つの国民投票を経て、さらに明白なものとなったとさえ言える(林[2006])。

2007年国民投票での敗北以降に、野党「社会主義運動党(MAS)」の有力政治家であるレオポルド・プチ前書記長が明言する「国民の73%が現政権の政策を評価しており、57%がチャベスを支持している」との現状を理解し、「同国民投票の結果が必ずしもチャベス人気の凋落を意味するものではないこと」⁽⁷⁾を把握するならば、2008年地方選挙で明るみに出たのは、革命の制度化の遅滞である。アポンテ・ブランクが言うように(Aponte Blank[2009:3])、チャベスは、国民に「選ぶ権利」を付与し、長期のタームを要する「21世紀の社会主義」を継続することを無制限連続再選正当化のための理由としてあげている。そしてこれが示唆するのは、あくまで革命はチャベスのみが遂行・完遂可能であるとの前提である。チャベス革命の間

題は、大統領自身の圧倒的人気を背景に民衆と大統領との間に擬似的な信頼、忠誠の関係が構築されることであり、ペルソナリスモに体现される革命の構造は、革命を推進する中間的指導者の存在を許容しない。国民は革命の恩恵に与ろうとチャベス政権の継続を望んだ。しかし同時に、10年間の学習を経て、国民はチャベスを支持するけれども、革命の果実を地域住民に適切に分与しない中間指導者、つまり「革命」を主張しながらも国民に奉仕しない地方自治体首長の施政には極めて厳しい視線を向けるようになってきているのである(Cameron [2009: 4])。そこには与野党いずれもが言及しない、数の論理を超えたベネズエラ国民の政治的成熟の可能性を垣間見ることができるのである。

おわりに

2009年の国民投票で見られた変わらぬチャベス人気と代替案を提示できない反政府セクターを横目にチャベス大統領は、2009年3月8日の自身のテレビ・ラジオ番組「アロー・プレシデンテ(こんにちは、大統領)」において、今後さらに革命のスピードを加速させていくと発表するとともに、オリガルキーと呼ばれる反政府セクターとの和解はあり得ないと強硬な姿勢を示した。これに前後するように米国大手穀物商社カーギル社のベネズエラ国内生産拠点の接収発表や農地改革の再開を実行に移している。前大統領候補であるロサレス前スリア州知事や、グアリコ州で最後までPSUV候補と対立したマヌイト候補の実父であるエドゥアルド・マヌイト前知事には検察より汚職追及の手が伸びており、対立候補への制裁が開始されつつある。

その中で、地方選挙の結果を受けたもっとも気になる動向と言えば、3月に入って首都区組織法

改正により、首都区長官に上位する「絶対責任者」あるいは「首都区担当副大統領」を設置し、その任命権限を行政府に委ねるとのフローレス国会議長の発表であろう。レデスマ首都区長官はすかさずこれを地方分権への挑戦であると批判している。この他、高速道路や港湾等の経営を地方政府から中央政府に委譲する地方分権化組織法の改正もなされ、現にこれに基づきチャベス大統領は、カラボボ、スリア、そしてヌエバ・エスパルタ州にある港湾、空港の政府への収用を開始している。こうした動きは実は、「反省」と「再出発」を誓ったはずの2008年7月よりすでに開始されている。2007年国民投票で否決された各条項に類似した26もの法改正を、当時有効期限ぎりぎりであった大統領授権法によって実現したのである。公共行政組織法改正により、PSUVの有する地方担当副党首に類似した「地方責任者(autoridades)」なる役職の設置を通じて、現職知事・市長の監督・指導が目指されており、地方分権の侵害として批判を受けている。また憲法改正案に記載されていたポリバル軍への名称変更、あるいは領土整理・開発組織法には、国土の概念に「社会的」、「共有的」等といった概念を包含させるなど、将来的な私有地などの接収可能性を臭わせる。また、改正食糧安全・主権組織法では、国民の食糧安全保障を侵害すると判断された企業の接収が、さらには財・サービスへのアクセス保護法の改正により、スーパー・マーケットや小売店、農園、食糧管理倉庫などを上記の理由から接収できる権限を政府に与えている。

このような見地に立つならば、チャベス大統領の掲げる「21世紀の社会主義」にとって本質的に重要なのは革命の唯一の推進者であるチャベス大統領の存在そのものであり、地方分権に代表される民主制度は、国民による大統領への支持の名の

下がないがしろにされている。多くの国民にとっては、例えば、港湾や食品工場あるいは農園の所有者が民間から国営に変わろうがそれ自体に関心はなく、革命の果実が自らに到達する範囲においてチャベスに「賛成(Sí)」を投票し続けるような悪循環が見られつつある。チャベス革命の資金を担保する原油価格の急激な下落や金融危機の影響がチャベス政権の「ばらまき」型政策に変更を強いることは必至であるが、より危惧されるのは「反チャベス」の合唱以外に代替案を持たない反政府セクターの現状である。多くのメディアや知識人が2008年地方選挙におけるチャベス派の「敗北」を主張したにもかかわらず、チャベスが強引に自らの無制限再選を問う国民投票をわずか2カ月後の2009年2月に実行に移せたのは、「国民投票型」と呼ばれる自身と有権者の蜜月関係を熟知しての上だったのであろう。

注

- (1) 2009年2月15日に実施された憲法修正国民投票により、大統領ほかすべての公選職に対する連続再選規定が撤廃された。
- (2) “Presidente Chávez destacó ascenso de votos obtenidos en distintas elecciones desde 1998,” ABNインターネット版(<http://www.abn.info.ve/noticia.php?articulo=159231&lee=1> 2008年11月24日アクセス)
- (3) “Llegó el momento del chavismo crítico,” *El Universal*, 2 de Noviembre, 2008.
- (4) 2009年3月3日、政府は、省庁再編と閣僚交代を発表しているが、公共事業・住宅大臣ポストは既存のインフラ省と住宅省の統合である。なお本文中でNCRのタスコン議員が批判した当時のインフラ大臣はカベジヨ大臣の実弟であるダビー・カベジヨ現徴税監督庁(SENIAT)長官。
- (5) “Chávez se propone medir la opinión pública antes de impulsar la reforma,” *El Nacional*, 31 de

julio, 2007.

- (6) “PSUV ganó 77% de las gobernaciones y 80% alcaldías destacó Chávez,” ABNインターネット版(<http://www.abn.info.ve/noticia.php?articulo=159226&lee=1> 2008年11月24日アクセス)
- (7) Puchi, Leopoldo, “La táctica es la estrategia,” *Últimas Noticias*, 19 de Junio, 2008.

参考文献

<日本語文献>

- 林和宏 [2006] 「チャベス大統領再選を巡るベネズエラの社会対立 12月3日大統領選挙の争点」(『ラテンアメリカ時報』No.1376 秋号) [2007/2008] 「ベネズエラ憲法改正国民投票 チャベス大統領の敗北と内破する「チャベスタ」」(『ラテンアメリカ時報』No. 1381 冬号)

<外国語文献>

- Aponte Blank, Carlos [2009] “Implications of the Referendum for the Oppositions,” *Flash Report-The Venezuelan Referendum on Term Limits*, Vancouver: Center for the Study of Democratic Institutions, The University of British Columbia.
- Cameron, Maxwell A. [2009] “The Referendum in the Broader Latin American Context,” *Flash Report-The Venezuelan Referendum on Term Limits*, Vancouver: Center for the Study of Democratic Institutions, The University of British Columbia.
- López Maya, Margarita [2008] “Venezuela post-referendo,” *Nueva Sociedad*, No. 215.
- Penfold, Michael [2009] “The Constitutional Referendum in Venezuela Analysis and Implications of an Election Result,” *Flash Report-The Venezuelan Referendum on Term Limits*, Vancouver: Center for the Study of Democratic Institutions, The University of British Columbia.

(はやし・かずひろ / 前在ベネズエラ日本大使館専門調査員)